

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税申告書が新様式になりました

申告の手順

1. 令和7年度市民税・県民税申告書を作成してください。

1ページの「市民税・県民税の申告が必要な人」に該当する人は、2ページ以降の記入例等を参照のうえ、必要事項を記入してください。申告書は市のホームページでも作成できます。詳しくは、高崎市ホームページのキーワードで「市県民税の試算」を検索し、「住民税額シミュレーションシステム」をご利用ください。

左記のサイトは下のコードからもご覧いただけます。



2. 郵送での提出がおすすめです。

郵送で提出いただきますと、窓口で長時間お待たせすることがございません。1ページの「●申告書提出に必要なもの」や「●郵送による申告書提出」を参照のうえ、郵送してください。資料を添付していただければ、申告書の内容に不備があった場合でも、正しい内容に訂正させていただきますのでご安心ください。



●窓口で申告される方へ

- ・申告受付期間中は大変混雑します。お時間に余裕を持ってお越しください。
- ・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」(12ページ)を作成してお越しください。

3. 税額の通知について。

税額が決定し、課税となる方には、6月中旬に納税通知書を発送します。

非課税の場合は通知されません。(非課税の要件については9ページをご参照ください。)

給与から特別徴収される方には勤務先を経由して、5月中旬に税額通知書が交付されます。

年の途中で申告等により税額が変更になった場合は月の下旬に変更通知が発送されます。

●お問い合わせ先：高崎市役所

■本庁 財務部市民税課

〒370-8501 高崎市高松町35-1
電話 (027) 321-1218(直通)

■新町支所 税務課

〒370-1392 高崎市新町3152-1
電話 (0274) 42-1236(直通)

■倉渕支所 税務課

〒370-3492 高崎市倉渕町三ノ倉303
電話 (027) 378-4523(直通)

■榛名支所 税務課

〒370-3392 高崎市下室田町900-1
電話 (027) 374-5110(直通)

■箕郷支所 税務課

〒370-3192 高崎市箕郷町西明屋702-4
電話 (027) 371-9051(直通)

■吉井支所 税務課

〒370-2192 高崎市吉井町吉井川371
電話 (027) 387-3114(直通)

■群馬支所 税務課

〒370-3592 高崎市足門町1658
電話 (027) 373-1214(直通)

切り取って封筒の宛名にご利用ください。

〒370-8501
群馬県高崎市高松町35-1
高崎市役所 市民税課 宛
(市県民税申告書在中)

令和7年度の市民税・県民税は、前年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の1年間に得た所得に対して課税されますので、この間の所得額及び控除額について申告してください。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、高崎市に居住している人

ただし、次の(1)～(3)に該当する人を除きます。

- (1) 税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する（した）人
- (2) 給与収入のみ（または公的年金等の収入のみ）で、支払先から高崎市に給与支払報告書（または公的年金等支払報告書）が提出されている人※1
- (3) 給与収入と公的年金等の収入のみで、支払先から高崎市に給与支払報告書と公的年金等支払報告書がそれぞれ提出されている人※2

※1 支払報告書が提出されているか不明な人は、各支払先に確認してください。

※2 各種控除の内容に変更または追加がある人は申告が必要です。

◎前年中に所得がなかった人も申告してください。（3ページの記入例参照）

この申告は、国民健康保険税の算定や、各種福祉手当の受給判定及び所得・税金に関する証明書の交付などにも必要です。

●申告書提出に必要なもの ※領収書や証明書等は前年（令和6年）中のもの

1	同封の申告書			
2	マイナンバー・本人確認書類		個人番号カード ※お持ちでない方は、通知カードや個人番号記載の住民票と、本人であることを確認できる書類（運転免許証、旅券、障害者手帳、顔写真付き社員証など）の組み合わせ ※通知カードは、最新の情報と一致している場合に限り有効	
3	わかるもの	給与収入がある人	勤務先が発行する全ての源泉徴収票	
		年金収入がある人	日本年金機構などの年金支払者が発行する全ての源泉徴収票	
		事業（農業・営業）、不動産収入がある人	収支内訳書（10ページ）、収入や必要経費がわかる帳簿や領収書、支払調書	
		その他所得がある人	個人年金・報酬・配当・一時所得などの収入、経費、源泉徴収税額のわかる帳簿や領収書、支払調書、支払証明書	
4	所得控除の額が	社会保険料控除	国民健康保険、国民年金保険料等の領収書など	
		生命保険料控除 地震保険料控除	各種控除証明書	
		障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	
		どちらか一方を選択	医療費控除	医療費控除の明細書、保険組合が発行する医療費通知など
			セルフメディケーション税制	セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を明らかにする領収書等（6ページ参照）
		寄付金控除	寄附金受領証明書など	
		雑損控除	損害額がわかる書類（工事領収書・明細書など）	
勤労学生控除	学生証または在学証明書			

●郵送による申告書提出（郵送先：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 高崎市役所 市民税課宛）

申告書を郵送で提出する場合は、次のことにご注意ください。

- 1 上記「●申告書提出に必要なもの」の2～4に該当する書類（写し）を必ず申告書に添付してください。
※添付していただいた資料は原則返却いたしません。
- 2 申告書に住所、氏名、生年月日、電話番号、必要事項を記入し、郵送してください。
- 3 申告受付書が必要な人は、返信用封筒に住所、氏名、郵便番号を記入し切手を貼って同封してください。

●留意事項

この申告書が送付された人でも、所得税及び復興特別所得税の納付が必要な人や還付を受けたい人などは、確定申告をする必要があります。

(裏面)

4~7 ページを参考に、必要項目を記入してください

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

Table with columns: 月, 日給 (円), 勤務日数, 月収 (円). Includes rows for months 1-12 and summary rows for 賞与等, 合計, 法人番号又は所在地, 勤務先名, 電話番号.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等, 収入金額 (円), 必要経費 (円), 青色申告特別控除額 (円). Includes entry for 営業等 (小売) with 4,070,000 income and 2,346,800 expenses.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等, 支払確定年月, 収入金額 (円), 必要経費 (円). Includes a row for 国外株式等に係る外国所得税額.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目, 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等, 収入金額 (円), 必要経費 (円).

10 総合譲渡・一時所得金額に関する事項

Table with columns: 総合譲渡 (短期/長期), 収入金額 (円), 必要経費 (円), 差引金額 (収入金額-必要経費) (円), 特別控除額 (円), 所得金額 (差引金額-特別控除額) (円). Includes a total row: 二 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2] 150,000.

11 事業専従者に関する事項

Table for business family members with columns: フリガナ, 氏名, 続柄, 生年月日, 専従者給与(控除)額, 個人番号. Includes entry for 高崎 春美 with 500,000 salary.

13 事業税に関する事項

Table for business tax with columns: 非課税所得など, 所得金額 (円), 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失など, 前年中の開廃業 (開始/廃止 月/日), 他都道府県の事務所等.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for separated family members with columns: フリガナ, 氏名, 個人番号, 住所, 国外居住 (配偶者, 30歳未満, 留学, 障害者, 38万円以上支払).

14 寄附金に関する事項

Table for donations with columns: 都道府県・市区町村分 (特別控除対象), 住所地の共同募金会・日赤支部分 (都道府県・市区町村分以外), 条例指定分 (都道府県/市区町村).

15 前年中に所得がなかった方の記入欄

Table for those with no income last year with columns: 仕送りを受けた又は扶養親族だった, 遺族年金を受給していた, 障害年金を受給していた, 生活保護を受給していた, 預貯金で生活していた, 雇用保険(失業保険)等の給付を受けていた, その他.

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

該当する欄に✓を記入してください。なお、記入いただいた内容について調査させていただく場合もありますので、ご承知ください。

前年中に所得がなかった人は、該当する欄に✓を記入してください。

所得金額

事業	①営業等	製造業・販売業・飲食業・建設業・サービス業・外交員・医師・税理士・作家・俳優などの事業による所得。	※10ページの収支内訳書を作成し、申告書とともに提出してください。 また、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。
	②農業	農産物の生産、家畜の飼育などによる所得。	
	③不動産	不動産（アパート・貸家・駐車場など）の賃貸料や権利金などによる所得。	
	④利子	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などによる所得。源泉分離課税分は申告不要です。	
	⑤配当	株式や出資金などの配当、投資信託の収益の分配金などによる所得。 ※上場株式等の配当等・譲渡所得については、所得税と市民税・県民税について異なる申告方法を選択することはできません。ただし、上場株式等以外の配当・譲渡所得については、確定申告で申告不要を選択しても、市民税・県民税申告が必要です。 ※申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に必要事項を記入してください。	
	⑥給与	給料・賃金・賞与などによる所得（パート・アルバイト含む）。 ※⑥の欄には記入せず、力の欄に給与収入金額を記入してください。 給与の支払先が複数ある場合は、全ての支払金額の合計が給与収入金額となります。 ◎源泉徴収票がない場合 申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄に各月の収入金額、勤務先等について記入します。	
雑	⑦公的年金等	厚生年金・国民年金・共済年金・恩給などによる所得。 ※⑦の欄には記入せず、キの欄に公的年金等収入金額を記入してください。 年金の支払先が複数ある場合は、全ての支払金額の合計が公的年金等収入金額となります。 ※遺族年金・障害年金は非課税所得のため、金額を記入する必要はありません。	
	⑧業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの。事業によらない原稿料・印税・講演料などによる所得。(例：食料品の配達、シルバー人材センターの報酬など) ※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に必要事項を記入してください。	
	⑨その他	⑦、⑧以外のもの。生命保険契約等に基づく年金などによる所得。 ※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に必要事項を記入してください。	
	⑩総合譲渡・一時	◎総合譲渡所得 土地・建物以外の資産（機械、会員権、貴金属など）の譲渡による所得。 ※特別控除額は「短期」「長期」合わせて50万円。ただし、収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。 ◎一時所得 生命保険の満期返戻金、賞金や懸賞の当選金品、競馬や競輪の払戻金などによる所得。 ※特別控除額は50万円。ただし、収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。 ※⑩の欄には記入せず、コ・サ・シの欄に特別控除を引いた後の収入金額を記入してください。 ※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に必要事項を記入してください。	

分離課税所得の申告を行う場合

以下のような分離課税所得がある場合は、7ページの「分離課税所得の内訳」欄に記入し、切り取って申告書と一緒に提出します。

- 分離譲渡 土地・建物等の譲渡による所得です。
「短期」…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの。
「長期」…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの。
- 株式等の譲渡 株式などの有価証券の譲渡による所得です。
- 先物取引 先物取引による所得です。
- 山林 山林を伐採または立木のまま譲渡したことによる所得です。
- 退職 退職に際し、勤務先から受ける退職金・一時恩給などによる所得です（市民税・県民税が特別徴収された退職所得は申告不要）。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

<p>⑬社会保険料控除</p>	<p>前年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・厚生年金・介護保険・雇用保険・農業者年金などの保険料。親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。源泉徴収票に記載された社会保険料控除の額については、申告書表面左側「社会保険料控除」の「社会保険の種類」欄に「源泉」と記入します。 《控除額》支払った保険料全額</p>
<p>⑭小規模共済等</p>	<p>小規模企業共済法に規定する共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く）、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度等の掛金。 《控除額》支払った掛金全額</p>
<p>⑮生命保険料控除</p>	<p>あなたやあなたの親族を受取人とする一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払ったとき。 ①平成24年1月1日以後に締結、更新等をした契約（新制度適用契約） ②平成23年12月31日までに締結した契約（旧制度適用契約） ③①と②両方の契約に係る控除がある場合：一般生命保険料・個人年金保険料については、「新契約のみで申告」「旧契約のみで申告」「新旧両契約を合計して申告」の3通りから有利な方法を選択できます。ただし、新旧両契約で申告する場合の最高限度額は28,000円です。 ※全体の最高限度額は合計で70,000円 《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>
<p>⑯地震保険料控除</p>	<p>特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や、旧長期損害保険契約等に係る損害保険料の支払いがあったとき。 《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>
<p>⑰寡婦控除</p>	<p>次のいずれかの要件に該当する方は寡婦控除が受けられます。申告書表面左側の「寡婦控除」欄内の、死別・離婚・生死不明・未帰還の該当する欄に「✓」を記入してください。 ①夫と死別もしくは離婚後婚姻していない方で、扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方。 ②夫と死別後婚姻していない方で、合計所得金額が500万円以下の方。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合には寡婦控除は受けられません。 《控除額》26万円</p>
<p>⑱ひとり親控除</p>	<p>次の要件に該当する方はひとり親控除が受けられます。申告書表面左側の「ひとり親控除」欄に「✓」を記入してください。 ①性別、婚姻歴にかかわらず、同一生計の子（総所得金額等が48万円以下）がいる方。 ②合計所得金額が500万円以下の方。 ※「子」は、他の者の同一生計配偶者または扶養親族である者を除きます。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合にはひとり親控除は受けられません。 《控除額》30万円</p>
<p>⑲勤労学生控除</p>	<p>あなたが学生や生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、自己の勤労によらない所得（配当所得や不動産所得など）が10万円以下のとき。申告書表面左側の「勤労学生控除」欄に「✓」を記入し、申告時に学生証や在学証明書を提示してください。 《控除額》26万円</p>
<p>⑳障害者控除</p>	<p>あなたや同一生計配偶者（納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者）、扶養親族が障害者であるとき。申告書表面左側の「障害者控除」欄に必要事項を記入し、申告時に障害者手帳または障害者控除認定書を提示してください。 《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>

<p>②①配偶者控除</p>	<p>あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者(「控除対象配偶者」という。内縁や他の者の扶養親族、事業専従者を除く)を扶養していたとき、申告書表面左側の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に必要事項を記入します。</p> <p>※別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄の記入も必要です。</p> <p>※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超であっても、生計を一にする前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者を扶養していた場合は、申告書表面の左側の「同一生計配偶者」欄に「<input checked="" type="checkbox"/>」を記入します。</p> <p>《控除額》8ページの計算表を参照してください</p>
<p>②②配偶者特別控除</p>	<p>あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超～133万円以下のとき、あなたの合計所得金額及び配偶者(内縁や他の者の扶養親族、事業専従者を除く)の合計所得金額に応じて、33万円を限度として配偶者特別控除が受けられます。申告書表面左側の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に配偶者の合計所得金額および必要事項を記入します。</p> <p>※別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄の記入も必要です。</p> <p>《控除額》8ページの計算表を参照してください</p>
<p>②③扶養控除</p>	<p>生計を一にする配偶者以外の親族(他の者の扶養親族、事業専従者を除く)の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき。申告書表面左側の「扶養控除」欄に必要事項を記入します。※別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄の記入も必要です。</p> <p>※16歳未満の年少扶養親族についても必ず記入してください。市民税・県民税の算定においては、扶養控除の対象とならない年少扶養親族も含めた扶養親族数により均等割額と所得割額の非課税限度額が異なります(9ページの「市民税・県民税が課税されない人」参照)。</p> <p>《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>
<p>②④基礎控除</p>	<p>あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下のとき、あなたの合計所得金額に応じて、43万円を限度として基礎控除が受けられます。</p> <p>《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>
<p>②⑥雑損控除</p>	<p>前年中に災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けたとき。</p> <p>《控除額》=次の①・②のうち、多い方の金額</p> <p>①損失額(損害金額+災害関連支出の金額-保険等の補填額)-総所得金額等×10%</p> <p>②損失額のうち災害関連支出の金額-5万円</p> <p>【必要書類】被害を受けた資産、取得時期・取得価格のわかるもの、被害を受けた資産の取壊し・除去・修繕費用などのわかるもの、保険等で補填された金額のわかるもの等</p>
<p>②⑦医療費控除</p> <p>↑</p> <p>控除額が多い方を選択します</p> <p>↓</p> <p>②⑦医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)</p>	<p>前年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上あるとき。12ページ「医療費控除の明細書」を作成し、切り取って申告書とあわせて提出します。</p> <p>《控除額》=支払った医療費-保険等の補填額-(総所得金額等×5%または10万円の少ない方)</p> <p>※最高限度額は200万円</p> <p>※総所得金額等×5%の計算において、小数点以下は切り捨てます。</p> <hr/> <p>あなたが健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、あなたや生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)を12,000円超購入したとき。13ページ「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、切り取って申告書とあわせて提出します。</p> <p>※セルフメディケーション税制で申告するときは、区分欄に「1」と記入してください。</p> <p>《控除額》=特定一般用医薬品等購入費-12,000円 ※最高限度額は88,000円</p> <p>【必要書類】一定の取組を明らかにする領収書等</p> <p>※一定の取組とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者(健康保険組合・市町村国保等)が実施する健康診断(人間ドック等) ・市町村が実施するがん検診や健康増進事業として行う健康診査(骨粗鬆症検診等) ・予防接種(定期接種またはインフルエンザワクチンの予防接種) ・勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)

所得金額調整控除

次の2種類の調整額を総所得金額計算時に給与所得控除後の給与等の金額から控除します。

①給与等の収入が850万円超で、次のア～ウのいずれかに該当する場合

- ア 本人が特別障害者である
 - イ 23歳未満の扶養親族がいる
 - ウ 特別障害者である同一生計配偶者（合計所得金額48万円以下の配偶者）もしくは扶養親族がいる
- {給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円} × 10% = 控除額（最大15万円）

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得金額の合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円＝控除額

※①の控除額がある場合には、①の控除後の金額から控除します。

給与・公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納税方法

給与・公的年金等に係る所得（令和7年4月1日において65歳未満の人は給与所得）以外の所得について市・県民税が生じる場合、申告書表面右下にある5の記入欄で「給与から差引き」するか「自分で納付」するかを選択できます。

希望する納税方法の□に「✓」を記入します。

その他、申告書裏面の記載事項

11 事業専従者に関する事項

生計を一にする親族（15歳未満の人や配偶者控除・扶養控除を受ける人を除く）が、1年のうち6ヶ月を超える期間を事業に専ら従事している場合、次の①・②のうち少ない方の金額を控除できます。

- ①事業所得の金額（専従者控除前）÷（事業専従者の人数＋1）
- ②配偶者 86万円 その他の親族 50万円

13 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある方は必要事項を記入してください。

詳しくは最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

14 寄附金に関する事項

確定申告において寄附金控除の適用を受けている場合、もしくは確定申告書を提出せず、市民税・県民税申告における寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、こちらの欄に必要な事項を記入し、申告時に寄附金受領証明書を提示してください。

なお、確定申告書や市民税・県民税申告書を提出すると、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができなくなるため、これらの申告をする際には、ふるさと納税（「都道府県、市区町村分」欄）について記載して提出する必要があります。

（キリトリ線）

分離課税所得の内訳

（単位：円）

		収入金額	必要経費	差引金額	特別控除	所得金額	適用条文
分離譲渡	短期						
	長期						
株式等の譲渡	上場分						
	一般分						
先物取引							
山林							
退職	収入金額		勤続年数	種類	所得控除額	所得金額（1/2前）	
				普通・障害			

所得計算表

【給与収入金額から給与所得金額への計算方法】

給与収入金額 (A)	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(B) × 60% + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(B) × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(B) × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～	(A) - 1,950,000円

※ (B) は (A) を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4,000をかけた金額です。

【公的年金等収入金額から雑所得金額への計算方法】

年 齢	年金収入金額 (A)	年金以外の合計所得が			
		1,000万円以下の場合	1,000万円超2,000万円以下の場合	2,000万円超の場合	
65歳以上 (昭和35年 1月1日 以前生まれ)	330万円未満	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円	
	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円	
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円	
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円	
	1,000万円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円	
65歳未満 (昭和35年 1月2日 以降生まれ)	130万円未満	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円	
	130万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円	
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円	
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円	
	1,000万円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円	

所得控除計算表

【配偶者控除額】

	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円	

【配偶者特別控除額】

配偶者の合計所得金額	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	0円			

【生命保険料控除額】 ※最高限度額 合計で70,000円

① 新制度（一般・介護医療・個人年金）		② 旧制度（一般・個人年金）	
支払保険料（A）	控除額	支払保険料（A）	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,001円～32,000円	(A)×0.5 + 6,000円	15,001円～40,000円	(A)×0.5 + 7,500円
32,001円～56,000円	(A)×0.25 + 14,000円	40,001円～70,000円	(A)×0.25 + 17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

【地震保険料控除額】

	支払保険料（A）	控除額
①地震保険料	50,000円以下	(A)×0.5
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	(A)×0.5+2,500円
	15,000円超	10,000円

【障害者控除額】

	等級	控除額	同居(※)
特別障害者	身体1・2級、 精神1級、知的Aなど	30万円	23万円
一般障害者	身体3～6級、 精神2・3級、知的Bなど	26万円	

※特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合に控除額に加算されます。

【扶養控除額】

①特定扶養親族（平成14年1月2日以降、平成18年1月1日以前生まれ）	45万円
②老人扶養親族（昭和30年1月1日以前生まれ）	38万円
③同居老親等（②のうち同居している直系尊属）	45万円
④一般扶養親族（平成18年1月2日以降、平成21年1月1日以前生まれ 昭和30年1月2日以降、平成14年1月1日以前生まれ）	33万円

【基礎控除額】

あなた（納税義務者）の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0万円

税額の計算

市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

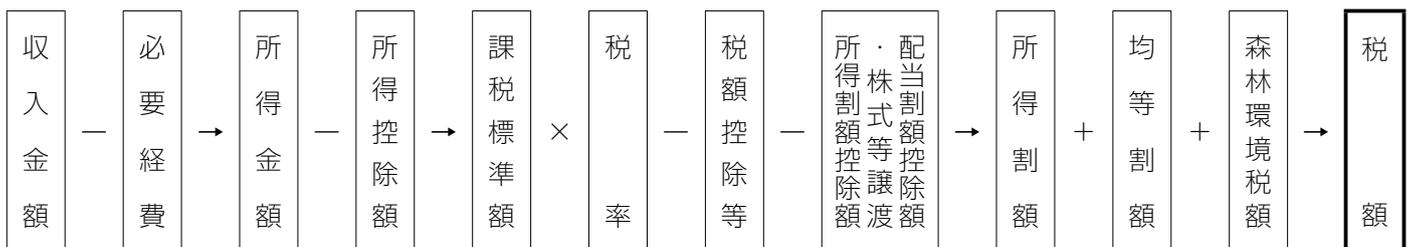
○均等割・所得割どちらも課税されない人（非課税）

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者（平成19年1月3日以降生まれ）、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年の合計所得金額が、以下の計算により求めた金額以下の人
 $315,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1)$
 $+ 100,000円 + (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族がいる場合} 189,000円)$

○所得割が課税されない人

- ・前年の総所得金額等が、以下の計算により求めた金額以下の人
 $350,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1)$
 $+ 100,000円 + (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族がいる場合} 320,000円)$

市民税・県民税・森林環境税の計算方法



所得割額

区分	市民税	県民税
税率	6%	4%

均等割額

市民税	県民税
3,000円	1,700円

森林環境税

1,000円

※所得割額、均等割額及び森林環境税の税率、税額は令和7年度のものであります。

事業（営業・農業）、不動産所得の収支内訳書

あなたの前年分の事業所得、雑所得、農業所得、
又は不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載
して市民税・県民税申告書に添付してください。

(単位：円)

種目	営業等・農業・不動産 該当に○	経費
収入	売上金額	消耗品費
	家事消費・雑収入	損害保険料
必要経費	計 ④	減価償却費
	売期首棚卸 ①	給料賃金
	仕入金額 ②	地代家賃
	期末棚卸 ③	借入金利子
	計(①+②-③) ④	租税公課
	水道光熱費	計 ⑤
	広告宣伝費	必要経費計(④+⑤) ⑥
経費	旅費交通費	専従者控除 ⑦
	通信費	所得金額(⑥-⑦-⑧)
	修繕費	

住所	氏名	
事業所所在地	電話番号	(自宅) (事業所)
業種名	屋号	

◎事業所得（営業等・農業）及び不動産所得のある人で、減価償却費を必要経費として計上する場合には、**減価償却費の計算表**に必要事項を記入します。耐用年数・償却率や計算方法等不明な点は、市役所までお問い合わせください。

平成19年3月31日以前に取得した資産	旧定額法	取得価額×90%×旧定額法の償却率
平成19年4月1日以後に取得した資産	旧定率法	未償却残高×旧定率法の償却率
	定額法	取得価額×定額法の償却率
	定率法	未償却残高×定率法の償却率 <small>上記の金額が償却保証額に満たなくなつた年分以後は、「改定取得価額×改定償却率」の算式による。</small>

※平成19年3月31日以前に取得した資産で、償却可能限度額に達した場合は、その翌年以降5年間に亘り1円まで償却します。

○減価償却費の計算表 (単位：円)

減価償却資産の名称	面積又は数量 (㎡・台等)	取得年月	取得価額	償却保証額 ①	償却の基礎になる金額 ②※	償却方法	耐用年数	償却率 ③	償却月数 ④	償却価額 = ②×③×④/12	費用割合 ⑤	必要経費入算 = ⑤×⑥	未償却残高
		年 月					年	%			%		
		年 月					年	%			%		
		年 月					年	%			%		
		年 月					年	%			%		

※②の欄は、平成19年3月31日以前に取得した資産の場合=①×0.9

平成19年3月31日以後に取得した資産の場合=①の数字をそのまま使用

